

まちづくり交付金 事後評価方法書

しもひら
下平地区

平成19年5月

栃木県宇都宮市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1 : 定住人口の増加

A : 事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年12月1日時点）
②実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）
③計測方法	・町丁界と地区界がほとんど符合していないことから、平成5年度末時点の住民基本台帳データをもとに、町丁ごとの平均世帯人員を算定した数値に、町丁ごとの地区内世帯数を乗じて地区内居住人口を算出し、従前値として設定した。

B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成19年5月1日時点
⑤実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）
⑥データの計測手法	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 ・よって、平成19年5月時点で確認できる上記の数値に過去の傾向を勘案し、地区内の人口を推計する。
⑦評価値の求め方	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。 ・よって、上記推計値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。

⑧確定／見込みの別		確定	
	●	見込み	

C : フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点（平成20年5月1日時点）		
⑪実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）		
⑫計測方法	住民基本台帳データをもとに、町丁ごとの平均世帯人員を算定した数値に、町丁ごとの地区内世帯数を乗じて地区内居住人口を算出し、確定値とする。		

指標 2 :		消防困難地域の解消	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年12月1日時点）		
②実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）		
③計測方法	平成5年度末時点の当地区内の消火栓が整備されている道路から50m（ホースの最大延長）の幅で線を引き、道路と当該線で囲まれた部分を求積した数値を消防困難地域の解消がなされた面積とし、従前値として設定した。		
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成19年5月1日時点		
⑤実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）		
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 よって、平成19年5月時点で確認できる上記の数値に平成19年度の工事発注計画を勘案し、推計する。 		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。 よって、上記推計値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。 		
⑧確定／見込みの別	●	確定 見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あり なし	
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点（平成20年5月1日時点）		
⑪実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）		
⑫計測方法	平成20年5月に確定する当地区内の消火栓が整備されている道路から50m（ホースの最大延長）の幅で線を引き、道路と当該線で囲まれた部分を求積した数値を消防困難地域の解消がなされた面積とし、確定値とする。		

指標3：		公園整備による防災機能の充実	
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年12月1日時点）		
②実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）		
③計測方法	平成5年度末時点の地区内外の整備済みの公園等を一時避難場所と考え、中心として、時速4kmの速度で5分間歩いた場合の距離（約333m）で円を描き、当該円の面積を求積し、従前値として設定した。		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成19年5月1日時点		
⑤実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）		
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 よって、平成19年5月時点で確認できる上記の数値に平成19年度の工事発注計画を勘案し、推計する。 		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。 よって、上記推計値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。 		
⑧確定／見込みの別		確定	
	●	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点（平成20年5月1日時点）		
⑪実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）		
⑫計測方法	平成20年5月に確定する地区内外の整備済みの公園等を一時避難場所と考え、中心として、時速4kmの速度で5分間歩いた場合の距離（約333m）で円を描き、当該円の面積を求積し、確定値とする。		

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：	住宅戸数				
記述理由	<ul style="list-style-type: none">・指標1の定住人口の増加が未達成となる可能性があり、代替指標を設定しておく必要があると判断したため。・地区の整備に伴う効果として、「良好な住宅地を主体とした計画的な市街地形成」を定量化する一つとして、一般住宅を始めとするアパート、マンション等の住居の戸数を算出することがふさわしいと判断したため。				
A：事前評価時の『従前値』の求め方					
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年12月1日時点）				
②実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）				
③計測方法	平成15年7月時点で得られる住宅地図を基に区域内の住宅戸数を把握し、従前値として設定した。				
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
④計測時期	平成19年7月1日時点				
⑤実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）				
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none">・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。・よって、平成19年7月時点で確認できる上記の数値に建設中の建物における住宅戸数を加える。				
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none">・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。・よって、上記計測値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。				
⑧確定／見込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確定</td></tr><tr><td>●</td><td>見込み</td></tr></table>		確定	●	見込み
	確定				
●	見込み				
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方					
⑨フォローアップの必要性	<table border="1"><tr><td>●</td><td>あり</td></tr><tr><td></td><td>なし</td></tr></table>	●	あり		なし
●	あり				
	なし				
⑩計測時期	交付終了後3ヶ月を経過した時点（平成20年7月1日時点）				
⑪実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）				
⑫計測方法	平成20年7月時点で更新される住宅地図を基に区域内の住宅戸数を把握し、確定値とする。				

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：	交通事故件数	
記述理由	<ul style="list-style-type: none"> 指標2の消防困難地域の解消が未達成となる可能性があり、代替指標を設定しておく必要があると判断したため。 地区の整備に伴う効果として、「安全で快適性に過ごせる生活環境整備」があげられ、定量化する指標として交通事故の件数を算出することがふさわしいと判断したため。 	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時点（平成15年12月1日時点）	
②実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）、生活安心課	
③計測方法	警察署提供の資料に基づき、調査を行った平成11年度の1年間の交通事故件数を把握し、従前値として設定した。	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成19年5月1日時点	
⑤実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）、生活安心課	
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況が予想される。 また、計測時点では交通事故件数の予測はできない。 よって、平成19年5月時点で確認できる上記の数値を把握する。 	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。 よって、上記把握値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。 	
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/> 確定 <input checked="" type="checkbox"/> 見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点（平成20年5月1日時点）	
⑪実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）、生活安心課	
⑫計測方法	平成20年4月に確定する交通事故件数を把握し、確定値とする。	

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標： 救急車平均到達時間

記述理由 指標2の目標数値が未達成であった場合の代替指標。
「安全性の高い市街地の形成を進める」を定量化する一つとして救急車の現場到達時間を算出することがふさわしいと判断したため。

A：事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年12月）
②実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）、市消防本部
③計測方法	・計測時点での区域内箇所の救急車の現場到達時間のデータを基に平均到達時間を算出する。

B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成19年5月1日時点				
⑤実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）				
⑥データの計測手法	・事業評価時の『従前値』の計測方法と同一とする。				
⑦評価値の求め方	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される。 ・よって、上記把握値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。				
⑧確定／見込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確定</td></tr><tr><td>●</td><td>見込み</td></tr></table>		確定	●	見込み
	確定				
●	見込み				

C：フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップの必要性	<table border="1"><tr><td>●</td><td>あり</td></tr><tr><td></td><td>なし</td></tr></table>	●	あり		なし
●	あり				
	なし				
⑩計測時期	平成20年5月1日				
⑪実施主体	区画整理計画課、東部区画整理事業課（事業担当課）、市消防本部				
⑫計測方法	・常に最新のデータと交換して、図上に表示していく。				

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

①時 期

②確 認 先

③確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

・公園整備計画についてワークショップを実施することで策定した。

C: 事後評価時の確認方法

①対 象

公園緑地課等の主催するワークショップ等の実施状況について確認する。

②時 期

交付終了年度 (平成19年8月～9月)

③確 認 先

公園緑地課

④確認方法

ワークショップの活動記録及び議事録で、住民参加プロセスの実行状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

公園、街路樹網の整備後については、整備に関するワークショップ参加者や自治会、育成会及び子ども会等既存の組織を核として、公園愛護会・樹木の里親への移行を働きかけ、活動組織の体制づくりを進めるとともに、維持管理に必要な物品の提供、維持管理リーフレットによる啓蒙活動、管理・アドバイザー派遣等を導入するなどして、更なる公共施設の愛護精神の高揚を図り、地域住民を主体とした持続的なまちづくりを支援する。

C: 事後評価時の確認方法

①対 象

公園愛護会の活動状況、樹木の里親制度の登録状況等について確認する。

②時 期

交付終了年度 (平成19年8月～9月)

③確 認 先

公園緑地課

④確認方法

公園愛護会等について活動報告書で、持続的なまちづくり体制の活動状況を確認する。

(3) 効果発現要因の整理

①時 期	平成19年8月～9月
②実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
③検討体制	東部区画整理事業課が主体となり、事業に関わる関係各課（都市計画課、区画整理計画課、公園緑地課等）による庁内の横断的な組織により検討を行う予定である。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	平成19年8月～9月
②実施主体	東部区画整理事業課（事業担当課）
③検討体制	上記の検討体制において、ブレイン・ストーミングにより整理する予定である。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成19年10月	平成20年3月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主幹課） 東部区画整理事業課（事業担当課）	都市計画課（まちづくり交付金主幹課）
③公表方法	広報誌等を活用しあらかじめ周知し、市ホームページへの掲載及び事業担当課において公表する予定である。公表期間は2週間とする。	市ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間は1年間とする。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

①時 期	平成19年11月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主幹課）
③設置・ 運用方法	学識経験のある有識者等からなるまちづくり交付金に関わる「まちづくり交付金評価委員会」を構成する。まちづくりの観点からまちづくり交付金に限定し事後評価を行うよう要綱で運用する。

(7) 有識者からの意見聴取

①聴取方法	ア■ 「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策の作成」「まちづくり交付金評価委員会の審議」のいずれかにおいて有識者が参画し、意見を聴取する イ□ ア以外のその他の機会において、有識者から適宜意見を聴取する （実施時期・方法： ） ウ□ 有識者からの意見聴取は実施しない
-------	---

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置 の状況	ア□ 費用は発生しない イ■ 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ□ 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ□ その他（ ）
--------------	---

都道府県名	栃木県
市町村名	宇都宮市
地区名	下平地区
計画期間	平成16年度～平成19年度
作成者	部署 都市開発部東部区画整理事業課
	役職 総括主査
	氏名 塚原憲一
連絡先	TEL 028-632-2744
	FAX 028-632-5421
	E-mail u1215@city.utsunomiya.tochigi.jp